

**平成28年度 北海道グリーン・ビズ認定制度**  
**「創意あふれる取組部門」・「先進的な取組部門」応募要領（案）**

**1 趣旨**

環境に配慮した取組を自主的に行うことにより本道の環境保全・創造に貢献する事業活動を促進するため、「創意にあふれ、他の事業所の模範となるような優れた環境配慮の取組を実施している」または「事業活動に伴う二酸化炭素排出原単位や産業廃棄物の再生利用率が認定基準を満たす」などした事業所等を認定します。

**2 募集期間**

平成28年12月7日（水）～平成29年1月21日（金）（必着）

**3 認定する取組など**

**（1）創意あふれる取組部門**

創意あふれる取組部門は、創意にあふれ、他の事業所等の模範となるような優れた環境配慮の取組を認定するものです。

**ア 認定する取組**

創意あふれる取組部門は、次の3分野及び特別枠でそれぞれ認定します。

<b>「地球を守る心」分野</b>
<p>○ 地球温暖化の防止に貢献する取組 ～省エネ・再エネに係る製品・サービスなどの導入や取組～ ＜具体例＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 太陽光発電や雪冷房、地中熱利用による冷暖房、LED照明などを導入した事業所づくり</li><li>・ 廃食用油や栽培したなたねからBDFを製造し、工事現場の重機やトラックで利用</li><li>・ 食品製造業で大型重油ボイラーを木質バイオマスボイラーに置き換え</li></ul>
<b>「もったいない心」分野</b>
<p>○ 循環型社会の形成に貢献する取組 ～3Rに係る製品・サービスなどの導入や取組、バイオマスの利活用～ ＜具体例＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ レストランから出る食品残さを堆肥化し、その堆肥で育った農作物をレストランで提供</li><li>・ ガラス工房におけるガラス溶解炉の燃料を、灯油から廃食用油に変更</li><li>・ 木材家具製造の際に発生する端材を幼稚園に提供し、情操教育などに活用</li></ul>
<b>「自然と共生する心」分野</b>
<p>○ 自然との共生を基本とした環境の保全・創造に貢献する取組 ○ 安全・安心な地域環境の確保に貢献する取組 ～生物多様性の保全や大気・水など生活環境の保全に向けた取組～ ＜具体例＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民と協働でビオトープを作り、水質浄化を進めるとともに湿地の学習会などを開催</li><li>・ 廃車買取1台につき1本のカラマツを植樹し「自動車リサイクルの森」づくりを推進</li><li>・ 自然環境・生態系調査の事業者が水辺体験学習プログラムを立案し、小学校と協力して実施</li></ul>
<b>特 別 枠</b>
平成28年度の「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」（所管：道経済部産業振興局環境・エネルギー室）または「北海道ゼロ・エミ大賞」（所管：道環境生活部環境局循環型社会推進課）を受賞した事業者

## イ 認定対象

創意あふれる取組部門の認定対象は、次の条件を全て満たすものとします。

### (ア) 北海道内に所在し、北海道内で事業活動を行っている事業所等

※ 過去3年以内に環境関連の法令等の違反を事由として刑事罰または行政処分を受けている場合は応募できません。

※ 市町村は応募できません。

### (イ) 他の事業所等の模範となるような優れた環境配慮の取組を実施していると認められるもの

※ 取組を認定するものであり、製品や商品そのものを認定するものではありません。

## ウ 応募方法

創意あふれる取組部門の応募にあたっては、応募者は、応募案件ごとに次の3点を郵送または持参により提出してください。

なお、応募書類は返却できないので、あらかじめご了承ください。

区 分	形式及び提出部数等	
応募申請書 <sup>※1</sup>	電子媒体 <sup>※2</sup> 1部及び書面 1部	必須
取組内容や実施状況、効果などに関する資料 (写真、数値データ、報告書、新聞記事等)	書面 1部 (電子ファイルがあれば、電子媒体 <sup>※2</sup> も 1部)	必須
事業所等の概要・事業内容などに関する資料	書面 10部 (電子ファイルがあれば、電子媒体 <sup>※2</sup> も 1部)	任意

※1 応募申請書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

※2 電子媒体はCDとします。

## エ 審査・認定

創意あふれる取組部門の認定にあたっては、学識者で構成する審査委員会において審査を行い、知事が認定します。

審査は無料です。(応募に関する費用は応募者の負担となります。)

審査では、次の3つの視点から評価します。

(ア) 創意工夫・影響力

(イ) 効果・実効性

(ウ) 継続性・成長性

なお、3つの視点のうち、「創意工夫・影響力」を特に高く評価します。

### (2) 先進的な取組部門

先進的な取組部門は、環境マネジメントシステム認証を取得し、継続的な環境対策を実施している取組の中で、二酸化炭素排出量の削減や産業廃棄物の再生利用において、数値基準等を達成した取組を認定するものです。

## ア 認定する取組

先進的な取組部門は、次の2分野でそれぞれ認定します。

CO <sub>2</sub> 削減分野
<p><b>【認定基準】</b></p> <p>(ア) 事業活動でのエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出原単位について、直近過去3年間で年平均10%以上(=直近過去3年間で27%以上)削減している。 直近過去3年間以前に、特に削減対策を講じたと認められるものについては、直近過去5年間で27%以上削減している。</p> <p>(イ) 二酸化炭素排出削減対策について、先進的な内容や継続的な取組姿勢、野心的な目標を設定する積極的な取組姿勢など、他の事業者の模範となる要素が認められる。</p>
廃棄物削減分野
<p><b>【認定基準】</b></p> <p>(ア) 自らの事業活動に伴い発生する産業廃棄物の再生利用率について、直近過去3年間の平均が90%程度を達成しており、かつ、再生利用された資源・熱が自らまたは他者の事業活動等において、循環的に利用されている。</p> <p>(イ) 自らの事業活動に伴い発生する産業廃棄物について、有効な発生抑制及び再使用の取組が行われている。</p>

## イ 認定対象

先進的な取組部門の認定対象は、次の条件を全て満たすものとします。

### (ア) 北海道内に所在し、北海道内で事業活動を行っている事業所を有する事業者

- ※ 道内に所在する全ての事業所を対象に、数値を取りまとめて申請してください。(事業者の本拠地が道外にある場合は、道内の代表する事業所が、事業者に代わって取りまとめて申請することができます。)
- ※ 過去3年以内に環境関連の法令等の違反を事由として刑事罰または行政処分を受けている場合は応募できません。
- ※ 市町村は応募できません。

### (イ) 道内の主な事業所が、次の環境マネジメントシステム認証のいずれかを取得

- ・ ISO14001 ・ エコアクション21 ・ 北海道環境マネジメントシステムスタンダード<sup>®</sup> (HES)
- ・ グリーン経営認証 ・ エコステージ

### (ウ) 道内に所在する事業所全体で、認定の分野ごとに、上記の認定基準の全てを満たすと認められるもの

## ウ 応募方法

先進的な取組部門の応募にあたっては、応募者は、各分野ごとに定めた「応募申請の手引き」に基づき作成した必要書類等<sup>\*1</sup>を、郵送または持参により提出してください。

なお、応募書類は返却できないので、あらかじめご了承ください。

※1 必要書類の様式は、ホームページからダウンロードできます。また、電子媒体はCDとします。

## エ 審査・認定

先進的な取組部門の認定にあたっては、学識者で構成する審査委員会において審査を行い、知事が認定します。

審査は無料です。（応募に関する費用は応募者の負担となります。）

## オ 認定事業者の責務等

先進的な取組部門の認定事業者は、認定を受けた年から3年間、実績報告書<sup>\*1</sup>を毎年提出する必要があります。

※1 CO<sub>2</sub>削減分野については前年度のエネルギー使用に伴う二酸化炭素排出原単位に係る実績報告書、廃棄物削減分野については前年度の産業廃棄物の排出及び再生利用に係る実績報告書

## 4 応募・お問い合わせ先など

北海道環境生活部 環境局 環境政策課 環境企画グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話：011-204-5188

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top\\_page/hgb\\_index.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/top_page/hgb_index.htm)